

北山緑化植物園
北山山荘ごあんない

北山山荘は、日本の伝統的な建築・造園技術の粋を集めて創られたものであります。建物は、京都の北山杉を用いた木造銅板葺平家建ての数寄屋造りとし濃緑を背景に優雅なたたずまいを見せております。母屋は二室の広間と立礼(りゅうれい)席を備え、庭には四段の滝があり、それに合せて灯籠、飛石、四季を彩る草木が巧みに配置されており、天然の妙を見せる山裾の岩石や杉の木立など、周囲の景観と融け合っ創りだされた庭園美は、心にやすらぎを与えてくれます。この山荘は、おもに本市来訪の国内外からの賓客を迎える場として利用しておりますが、そのほか市民の皆様にも茶会や句会など日本古来の文化的催し(有料)などにご利用いただいております。また、庭園の無料公開、呈茶なども行なっておりますので、是非ご利用ください。

●呈茶(お抹茶、和菓子)●

抹茶コーナー 北山山荘立礼席

日 時 3、4、5、6月 } の毎週金、土、日曜日
9、10、11月 }
4、5、10、11月の祝日
午前10時～午後4時
※但し公用利用日、貸出日は除く

料 金 500円



立礼席▲



▲北山山荘茶室「不盡庵」

●庭園無料公開●

公開日 植物園休館日(水曜日、祝日の場合は翌日)以外の日
午前10時～午後4時
※但し年末年始、公用利用日、貸出日は除く

●山荘の貸出● (有料)

貸出日・利用目的・料金等は裏面参照

申 込 2ヶ月前より受付

■お問い合わせは

西宮市北山緑化植物園

☎(0798)72-9391

〒662-0091 西宮市北山町1番1号

目的及び利用者の遵守事項

- (1) 利用の目的は、日本古来の文化的催し(茶会、句会＝短歌・川柳を含む、生花の会、謡曲の会、邦楽の会、詩吟の会)などに限ります。
- (2) 利用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 善良なる管理者の注意をもって使用し、もし破損又は滅失したときは損害を賠償すること。
- (4) 山荘内で、喫煙、飲酒をしないこと。
- (5) 山荘内で、貼紙、打釘等をしないこと。
- (6) 建物や樹木等を損傷しないこと。
- (7) 騒音、放歌、暴力行為等をしないこと。
- (8) 食事をするときは、係員の指示に従うこと。
- (9) 利用が終了したときは、係員の点検を受けること。
- (10) 西宮市都市公園条例および西宮市北山公園教養施設北山山荘管理運営に関する規則を守ること。

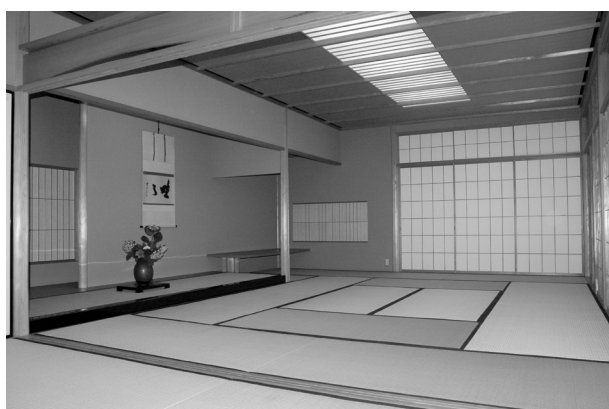
利用日と利用時間

(利用日)

1月4日から12月28日まで
 ※但し植物園休館日(水曜日、祝日の場合は翌日)、4、5、10、11月の土、日、祝日は除く

(利用時間)

午前10時から午後4時
 ※利用時間には、準備および後始末に要する時間を含む。



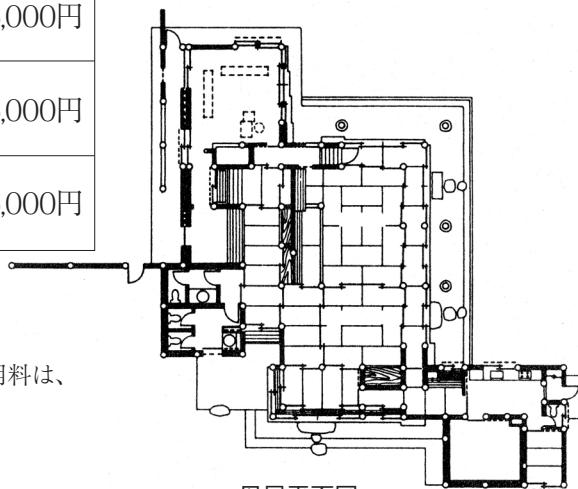
▲母屋内

使用料

施設名		利用区分		使用料
北山山荘	母屋及び庭園	午前	午前10時から正午まで	10,000円
		午後	午後1時から午後4時まで	15,000円
		1日	午前10時から午後4時まで	25,000円
	茶室(不盡庵)		午前10時から午後4時までの間の利用1回につき	5,000円

〈備考〉

- ・貸出備品使用料込み
- ・茶室の使用は、山荘利用の場合のみ。
- ・利用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、倍額とする。



母屋平面図

使用料の不還付

既納の使用料は原則として還付しません。